

あおぞら銀行電子契約サービス利用規定

あおぞら銀行電子契約サービス利用規定（以下「この規定」といいます。）は、当行が提供する電子契約サービス（以下「本サービス」といいます。）の利用を申込み、当行がその利用を承諾したお客さま（以下「契約者」といいます。）が利用する際のお客さまと当行との間で適用される事項を定めるものです。契約者は、この規定の内容を十分に理解し、承認したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

第1条(本サービスの内容および定義)

- (1) 本サービスは、契約者が、インターネットに接続されるパーソナルコンピュータ、スマートフォン、タブレット端末等（以下「端末」といいます。）により株式会社NTT データが提供する、電子契約を行うシステム「SymphonySign」（以下「電子契約システム」といいます。）を介して、当行所定の取引（以下「対象取引」といいます。）にかかる融資契約、保証契約、担保権設定のための契約等（以下「対象契約」といいます。）の締結、当行所定の当座貸越契約に基づく借入申込みならびに契約内容の確認・閲覧等を行うことができるサービスです。
- (2) この規定において、後記①、②および③の各用語は、文脈上別義であることが明白である場合を除き、それぞれ後記①、②および③に定める意味を有するものとします。
 - ①「署名権限者」とは、本サービスの利用により、契約者と当行との間の対象取引について電子署名にて対象契約の締結等を行う権限を有する者として、契約者が当該権限を付与した者または契約者自身で、かつ次条に定める当行所定の方法により届出を行った者をいいます。なお、契約者自身が対象契約の締結等を行う場合、この規定において、署名権限者は契約者と読み替えます。
 - ②「承認権限者」とは、本サービスの利用により、当行への当座貸越の借入申込みを承認する権限を有する者として、契約者が当該権限を付与し、かつ次条に定める当行所定の方法により届出を行った者をいいます。
 - ③「ワンタイムパスワード」とは、本サービスの利用により電子署名にて対象契約の締結を行おうとする場合、または当行への当座貸越の借入申込みの承認を行う場合、その都度、この規定の定めに従い契約者が届け出た署名権限者および承認権限者の届出電子メールアドレスに対して通知されるパスワードをいいます。

第2条(本サービスの利用申込)

- (1) 本サービスを利用できるのは、以下の条件を全て満たす方とします。
 - ① この規定の内容を承諾し、遵守する方
 - ② 契約者が法人の場合、その役職員その他当行が適当と認める方。契約者が個人の場合、法人の契約者の関係者（法人の連帯保証人候補者等）ご本人で、当行が適当と認める方。
 - ③ 電子メールアドレスをお持ちの方
- (2) 本サービスの利用にあたって、契約者はこの規定の内容を承諾し、当行所定の必要書類等を添付したうえで、「あおぞら銀行電子契約サービス利用申込書」（以下「申込書」といいます。）によりお申込みいただきます。また、かかる申込みと同時に、申込書により次の各号に定める事項を当行に届け出ていただきます。契約者は、署名権限者および承認権限者の行為を監督し、この規定を遵守させ、署名権限者および承認権限者による本サービスの利用について、一切の責任を負うものとします。
 - ① 本サービスの利用対象とする取引の範囲

②契約者が法人のお客さまの場合

- A. 契約者の住所・法人名・代表者名および実印
- B. 署名権限者および承認権限者の氏名、カナ氏名および電子メールアドレス

③契約者が個人の場合

- A. 契約者の住所・氏名および実印
- B. 契約者の氏名、カナ氏名および電子メールアドレス（前号および本号に基づき届出た電子メールアドレスをこの規定において「届出電子メールアドレス」といいます。）

④その他当行所定の届出事項

- (3) 当行は、本サービスの利用申込みを承諾する場合、各署名権限者、各承認権限者および個人の契約者の届出電子メールアドレス宛に、①法人の契約者ごとに発行される企業ID（以下「企業ID」といいます。）、②本サービスの署名権限者、承認権限者および個人の契約者ごとに発行されるログインID（以下「ログインID」といいます。）、③ログインID毎の初期パスワードが記載されたメールを配信します。
- (4) 当該メールを受領した署名権限者、承認権限者および個人の契約者は、本サービスのウェブサイトアクセスし、第3条記載の方法で、パスワードを設定することにより本サービスの利用を開始することができます。
- (5) 契約者が提出する申込書の内容に記載漏れや誤り等の不備がある場合には、改めて申込書の提出を要するものとします。この場合、当行は、既に提出された記載に不備のある申込書を返送・廃棄等により処分することができるものとします。
- (6) 当行は、本サービスの利用の申込みを承諾しない場合がありますが、その理由については一切開示しません。また、当行は本サービスの利用の申込みを承諾した場合であっても、対象取引等の申込みを承諾する義務を負わないものとします。

第3条（企業ID、ログインIDおよびパスワードの管理等）

- (1) 署名権限者、承認権限者および個人の契約者は当行から企業ID、ログインIDおよび初期パスワードを受け取った場合には、直ちに当行所定の方法で本サービスの利用に必要なパスワード（以下「パスワード」といいます。）を改めて設定するものとします。設定するパスワードは生年月日、電話番号、同一数字等他人から推測されやすい番号の指定は避けるものとします。
- (2) 契約者は、企業IDならびにログインIDおよびこれに対応するパスワードを、契約者の責任において厳重に管理し、当行が別途定める場合を除き、第三者に利用、譲渡、売買、貸与、共有その他の形態を問わず一切処分または開示してはならず、企業IDならびにログインIDおよびこれに対応するパスワードの使用ならびに管理について一切の責任を負うものとします。
- (3) 当行は、企業IDならびにログインIDおよびこれに対応するパスワードが第三者に使用されたことによって契約者が被る損害については、契約者、署名権限者および承認権限者の過失の有無を問わず一切責任を負いません。なお、当行は、署名権限者または承認権限者が入力した企業ID、ログインIDおよびパスワードと、当行に登録されている企業ID、ログインIDおよびパスワードが一致した場合、本サービスの利用は、契約者本人が行ったものとみなし、契約者はその利用についての利用料金等その他一切の債務を負うものとします。また、当該行為により当行が損害を被った場合は、契約者は当該損害を補填するものとします。ただし、当行の故意または重過失により企業IDならびにログインIDおよびこれに対応するパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。
- (4) 当行において不正もしくは不適切な使用の恐れがあると認めた場合、またはパスワード、ワンタイムパ

スワードにつき、所定の回数以上誤入力となされた場合、当行は契約者、署名権限者および承認権限者に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部の利用を停止することがあります。利用を停止された契約者、署名権限者または承認権限者が利用を再開するためには、当行所定の手続きを取るものとします。なお、当行は、かかる利用の停止により契約者、署名権限者、承認権限者およびその他の第三者が被った損害につき、一切の責任を負わないものとします。

- (5) 契約者において、第三者による企業IDならびにログインIDおよびこれに対応するパスワードの不正利用または不正が疑われる事象が生じた場合には、速やかに当行所定の連絡先まで連絡するものとします。

第4条(本サービスの利用環境等)

- (1) 契約者は、本サービスを利用する場合、インターネットに接続されている等の当行所定の環境を備えた端末を用いて行うものとします。

ただし、契約者が使用する端末・ソフトウェア等によっては、個別の設定がなされている場合等の事情により本サービスを利用することができない場合があります。その場合は、契約者の費用と責任において、本サービスを利用することができる端末およびソフトウェア等の取得・設置・管理等を行い、付帯する一切の費用についても負担するものとし、当行はこれらについて一切の責任を負わないものとします。

- (2) 本サービスの利用に伴い発生する電話料金、通信料金、専用回線使用料等、一切の費用についても契約者が負担するものとし、当行はこれらについても、一切の責任を負わないものとします。
- (3) 本サービスの利用時間は当行所定の時間内とします。ただし、この時間については、事前の通知なく変更することがあります。また、臨時のシステム調整等により、本サービスの全部または一部を利用することができない場合があります。
- (4) 当行の責によらない回線工事・障害等が発生した場合は、取扱時間中であっても予告なく、取扱を一時停止または中止することがあります。
- (5) 第3項および第4項により本サービスが利用できないことで発生した損害について、当行は一切の責任を負わないものとします。

第5条(本人による取引)

- (1) 本サービスの利用にあたっては、契約者は、当行の定める方法および手順に従って、企業ID、ログインIDおよびパスワードを端末に正確に入力することにより認証を行ってください。
- (2) 本サービスの利用にあたり、契約者が、当行が提供する法人向けインターネットバンキングサービス「AOZORA Business Partner」(以下「ABP」といいます。)を契約中の場合には、前項に定める認証方法以外に、「法人向けインターネットバンキング「AOZORA Business Partner」利用規定」(以下「ABP利用規定」といいます。)第10条第1項に定める認証方法(ログイン方法)によっても本サービスを利用することができます。この場合、当行がABP利用規定第10条第2項に定める本人確認を行うことにより、本サービスの利用は契約者本人が行ったものとみなします。ただし、いずれの認証方法による場合も、契約者は第3条第1項に定めるパスワードの設定手続きを完了するものとします。
- (3) 本サービスを利用し、第1項または前項に定める方法により本人確認が行われたうえで、当行所定の方法に従いワンタイムパスワードを入力して電子署名が行われ対象契約の申込みがなされた場合または当座貸越の借入申込みの承認を行い当行に対し借入申込みがなされた場合には、当該申込みは契約者の意思によるものとみなします。

第6条(電子証明書)

- (1) 契約者は、署名権限者に係る電子証明書の発行を、当行に委託し、当行を介して申請するものとします。
- (2) 契約者は、当行と電子証明書の発行機関である株式会社 NTT データ（電子証明書の発行機関である株式会社 NTT データも含めて以下「サービス提供者」といいます。）との間で、電子証明書の発行および管理のために必要な範囲内で署名権限者の個人情報相互に提供・利用されることを承諾するものとします。
- (3) 署名権限者は、下記の＜電子契約用認証局証明書ポリシー／認証局運用規程＞の諸条件を承諾し、許可された用途のみ電子証明書を使用できるものとします。

＜電子契約用認証局証明書ポリシー／認証局運用規程＞

・発行者：株式会社 NTT データ

・<https://www.symphonysign.jp/symphonysign/resources/cps/symphonysigncps.pdf>

第7条(契約締結の手続)

- (1) 本サービスを利用して対象契約の申込みまたは契約締結する取引の内容等については、原則として当行と契約者が事前に協議した内容に従って、当行が電子契約システム上に入力するものとします。
- (2) 署名権限者は、前項により電子契約システム上に入力された内容に誤りがないことを確認したうえで、ワンタイムパスワードを入力する等当行所定の方法により電子署名を付すことで、当行に対して当該対象契約の申込みを行います。
- (3) 当行は、前項の対象契約の申込みを承諾することができると判断した場合には、電子契約システム上で前項の申込みに対する承認の手続きを行います。かかる承認の手続きが行われた対象契約の内容については、タイムスタンプ（電子文書が作成された日付、時刻の記録）を付与し保管します。対象契約の内容は電子契約システム上で当行所定の期限まで閲覧することができます。
- (4) 署名権限者が本サービスにより対象契約の申込みをする取引については、当行所定の方法により当行が電子契約の事務処理を完了したときに契約者と当行との間の電子契約が完了したものとし、その発効は、各契約が定める条件に従うものとします。
- (5) 契約者と当行との間で取引内容について疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正しいものとみなします。
- (6) 契約に訂正、取下げ、取消しなどが発生した場合は、当行所定の手続きに従うものとします。
- (7) 本サービスの対象取引について、銀行取引約定書その他当行所定の諸関連取引により書面、対面、押印等により行うことその他の方法が規定されている場合においても、当行が認めた場合は当該規定にかかわらず、本サービスにより行うことができるものとします。

第8条(当座貸越の借入申込みの手続)

- (1) 本サービスを利用して当座貸越の借入申込みを行う場合は、電子契約システム上の借入申込フォームに必要項目を入力するものとします。
- (2) 承認権限者は、前項により電子契約システム上に入力された内容に誤りがないことを確認したうえで、ワンタイムパスワードを入力する等当行所定の方法で、当行に対して当座貸越の借入申込みを行います。なお、当座貸越の貸付実行には当行所定の審査があり、申込み内容どおりの取引を確約するものではありません。
- (3) 当行は、前項の申込みの内容を確認し、受付することができると判断した場合には、当行所定の方法により当行が当座貸越の事務処理を行い、その処理が完了したときに、契約者と当行との間の個別の当座貸越の貸付契約が完了したものとし、その当座貸越の貸付契約の発効は、当行が定める条件に従うものとします。申込みの内容は電子契約システム上で当行所定の期限まで閲覧することができます。

(4) 契約者と当行との間で取引内容について疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正しいものとみなします。

(5) 本サービスを利用して入力した申込みに訂正、取下げ、取消しなどが発生した場合は、当行所定の手続きに従うものとします。

第9条(書面による契約締結等)

契約者は、やむを得ない事情により、本サービスを利用した電子署名または当座貸越の借入申込みによらず、当行と書面を取り交わすことにより契約締結および借入申込み等各種手続きを行うことがあること、その場合、追加で必要書類の提出および印紙税等の費用負担が生じることを予め了承します。

これらにより生じた損害、費用等につき、当行は、その責めに帰すべき事由がある場合を除き、責任を負わないものとします。

第10条(セキュリティ対策)

契約者は、契約者および署名権限者が利用する端末について、セキュリティソフトの導入その他不正利用防止のために必要かつ適切なセキュリティ対策を講じたうえで本サービスを利用することとします。

第11条(免責事項)

(1) 本サービスを利用したこと、または次の各号の事由による本サービスの全部または一部の利用不能・取扱いの遅延等により生じた損害については、当行は一切の責任を負わないものとします。

① 天災もしくは人災または裁判所もしくは行政機関等の公的機関による措置等のやむを得ない事由があるとき

② 通信機械およびコンピュータ等に障害が生じたとき

③ 電源の供給停止、回線障害、電話の不通、インターネットもしくはコンピュータ等の障害、回線の不通、もしくは混雑、通信経路における取引情報の漏洩、通信業者のシステム障害等が生じたとき

④ 技術上もしくは運用上緊急に本サービスに関するシステムを停止する必要があると当行が判断したとき

⑤ 電子契約システムの保守、点検、修理、変更を行う必要が生じたとき

⑥ 当行が契約者、署名権限者または承認権限者宛に送付した通知および書類等の不正取得、端末の不正使用等がなされたことにより契約者の企業IDもしくは署名権限者または承認権限者のログインID・ログインパスワード・ワンタイムパスワード・電子証明書・ABPの電子証明書（以下「ABP電子証明書」といいます。）、ABPのログインパスワード（以下「ABPログインパスワード」といいます。）等が漏洩したとき。

⑦ 当行が当行所定の確認手段にもとづき送信者を契約者、署名権限者または承認権限者とみなして行った取扱いについて、当行の責によらない企業ID・ログインID・ログインパスワード・ワンタイムパスワード・電子証明書・ABP電子証明書、ABPログインパスワードの盗用、端末の不正使用その他の事故があったとき。

⑧ その他、当行の責めに帰すべからざる事由によるとき。

(2) 当行が、企業ID、ログインID、パスワード、ワンタイムパスワード・電子証明書・ABP電子証明書、ABPログインパスワードの全部または当行所定の一部の一致を確認し取扱いをした場合は、企業ID、ログインID、パスワード、ワンタイムパスワード・電子証明書・ABP電子証明書、ABPログインパスワードにつき不正使用・盗用および改ざん・盗み見その他の事故があっても、それにより生じた損害については、当行は一切の責任を負わないものとします。

(3) 法令、規則、行政機関の命令等により本サービスに関わる情報の開示が義務付けられている場合（当局

検査を含みます)、当行は契約者の承諾なくして、当該法令、規則、行政機関の命令等に定める手続きに基づいて当該情報を開示することがあります。情報を開示したことにより生じた損害について、当行は一切の責任を負わないものとします。

- (4) 本サービスを利用したことによる損害（契約者、署名権限者または承認権限者に生じたものも含む。）は当行に故意または重大な過失がある場合を除き契約者が一切の責任を負うものとします。なお、当行に故意または重大な過失がある場合の損害賠償責任は、契約者に通常生じる直接の損害に限るものとします。

第12条(届出事項の変更等)

- (1) 届出事項を変更する場合（追加・解約を含む。）、契約者は直ちに当行所定の方法によりその旨を当行に届け出るものとします。
- (2) 契約者は、以下の事由が生じた場合には直ちに当行に届け出るものとします。
- ① 契約者、署名権限者または承認権限者に相続の開始があった場合（契約者が個人の場合において、相続の開始があった場合には、契約者の地位を承継した者が届け出るものとします。）
 - ② 契約者、署名権限者または承認権限者が破産手続開始の決定を受けた場合
 - ③ 契約者、署名権限者または承認権限者が後見開始、保佐開始、補助開始の審判を受けた場合
 - ④ 退職等により、署名権限者または承認権限者が本サービスの利用に係る権限を失った場合
- (3) 届出事項の変更は、当行所定の方法により届け出ない限り、その効力を生じず、届出前に契約者、署名権限者または承認権限者に生じた損害について、当行は一切の責任を負わないものとします。
- (4) 契約者は、本サービスの利用にあたり、正確で完全な情報を当行に届け出るものとします。
- (5) 契約者は、本サービスの利用にあたり、当行に届け出た署名権限者または承認権限者の氏名、メールアドレス等の個人情報が、本サービスの利用のためにサービス提供者に提供されることにつき、あらかじめ承します。また、契約者は、本サービスの利用の申込みにあたり、署名権限者または承認権限者の氏名、メールアドレス等の個人情報を、契約者が当行に届け出ること、および本サービスの利用のためにサービス提供者に提供されることについて、署名権限者または承認権限者の同意を得ていることを確認し、確認します。
- (6) 実印による印影が付された書類については、契約者本人の意思を表示したものとみなされるものとします。

第13条 届出連絡先への通知

- (1) 当行は契約者、署名権限者または承認権限者に対し、本サービスの利用内容等について通知・照会・確認を行うことがあります。その場合、契約者が当行所定の方法によりあらかじめ当行に届け出た住所・電話番号・メールアドレス等を連絡先とします。
- (2) 当行が前項に基づく連絡先に通知、照会または確認を発信もしくは発送した場合には、これらが延着し、または到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとみなします。

第14条 解約等

- (1) 本サービスの利用契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、契約者は本サービスにより締結した対象契約および当該契約に基づく債権債務または担保権が残存している場合は、本サービスを解約することができません。なお、当行に対する解約の通知は当行所定の書面によるものとします。
- (2) 当行は解約に際し、本サービスにより対象契約の申込みをした取引等の内容や契約者に関する情報を交付しないものとし、契約者は、自身で必要な契約に関する情報を保管するものとします。

- (3) 本条第1項に基づく解約の効力は、当行所定の方法により当行が解約手続きを完了したときに生じるものとします。なお、本条第1項の通知後、解約手続き完了までに生じた損害については、当行は一切の責任を負わないものとします。ただし、当行所定の期間は即時に解約できない場合があります。この場合、当該期間中はこの規定が適用されます。解約の通知を当行が書面により行う場合において、当行が契約者あて解約の通知を届出の住所あてに発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (4) 契約者に以下の各号の事由が一つでも生じた場合は、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。
- ① 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始等その他これらに類似する国内外法上の手続開始の申し立てがあった場合
 - ② 契約者の財産について、仮差押、保全差押、差押または競売手続開始の申し立てがあった場合
 - ③ 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分（これに準ずる措置を含む。）を受けたとき
 - ④ 前三号のほか、契約者の信用情報に重大な変化が生じたと当行が判断した場合
 - ⑤ 解散その他営業活動を休止した場合
 - ⑥ この規定に定める届出（変更の届出を含む。）につき、届出または記載の懈怠があった場合または記載内容に虚偽の内容があることが判明した場合
 - ⑦ 契約者、署名権限者または承認権限者が不正な取引を行ったと当行が判断した場合
 - ⑧ 契約者、署名権限者または承認権限者が法律、命令、処分、規制、その他公序良俗に違反する行為を行った場合、または、該当するおそれがあると当行が判断した場合
 - ⑨ この規定、銀行取引約定書、その他契約者が当行との間で締結している約定・契約に違反した場合等、当行が解約を必要と判断する事由が生じた場合
 - ⑩ 住所変更の届出を怠るなどの契約者の責めに帰すべき事由によって、当行に契約者の所在が不明となった場合
 - ⑪ 前各号に定めるほか、当行が本サービスの利用停止を必要と判断する相当の事由が生じた場合
- (5) 契約者、署名権限者または承認権限者に前項各号の事由が一つでも生じたときは、当行はいつでも本サービスの利用契約を解約することができるものとします。この場合、契約者があらかじめ届け出た連絡先（署名権限者または承認権限者の連絡先も含むがこれに限らない。）へ当行の解約通知が到達したときに、本サービスの利用契約は解約されるものとします。当該通知が住所、メールアドレスの変更等の事由により契約者、署名権限者または承認権限者に到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (6) 本条の規定に基づき本サービスの利用が停止された場合または本サービスの利用契約が解約された場合、その時点までに電子契約の効力が生じていない申込等がある場合において、当行はその申込等を応諾し、または処理を完了させる義務を負いません。また、これらにより生じた損害について、当行は一切の責任を負わないものとします。

第15条(反社会的勢力の排除)

契約者は、契約者、署名権限者または承認権限者が次の（１）の各号いずれかに該当し、もしくは（２）の各号のいずれかに該当する行為をし、または（１）にもとづく表明・確約に関して虚偽の申請をしたことが判明した場合には、本サービスの利用が停止され、または当行からの通知により本サービスの利用契約が解約されても異議を申しません。なお、これにより契約者に損害が生じた場合でも、当行は一切の損害賠償責任を負わないものとし、また当行に損害が生じた場合は、契約者がその損害を賠償するものとします。

(1) 契約者は、契約者、署名権限者または承認権限者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) 契約者は、契約者、署名権限者または承認権限者が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

第16条(サービスの変更・停止・廃止)

当行は、当行の都合により本サービスの内容を変更し、また、本サービスを停止もしくは廃止することができます。この場合、契約者は当行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの内容変更、停止、または廃止によって生じた損害について、当行に対する賠償その他一切の請求を行わないものとします。

第17条(規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当行所定の各関連規定により取扱うものとします。

第18条(海外からの利用)

契約者は、本サービスを海外から利用する場合は、当該外国の法律、制度、または通信事情につき契約者自身の責任で事前に確認するものとします。外国の法律、制度または通信事情等により契約者が本サービスを利用したことまたは利用することができなかったことに伴い損害が生じたとしても、当行は一切の責任を負いません。

第19条(規定の変更等)

- (1) この規定におけるサービスの種類・内容等は、当行の都合で改廃することがあります。また、改廃のために、一時的に利用を停止させていただくことがあります。
- (2) 本サービスの取扱時間、利用限度等は、当行の都合で改廃することがあります。
- (3) 第1項および前項の改廃および変更については、当行が適当と認める方法および範囲で告知します。
- (4) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (5) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第20条(権利・義務の譲渡・質入の禁止)

- (1) 契約者は、この規定上の権利または義務の全部または一部を他人に譲渡、質入その他の処分をしてはならないものとします。
- (2) 契約者は、本サービスにおいて次の各号の行為をしてはなりません。
- ① 公序良俗に反する行為
 - ② 犯罪に結びつく行為
 - ③ 風説の流布、その他法律に反する行為
 - ④ 他の契約者または第三者の著作権、商標権、その他の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
 - ⑤ 他の契約者または第三者の財産、プライバシーを侵害する行為
 - ⑥ 他の契約者または第三者を誹謗中傷するような行為
 - ⑦ 他の契約者または第三者に不利益を与えるような行為
 - ⑧ 本サービスの運営を妨げるような行為
 - ⑨ 本サービスで提供される情報を不正の目的をもって利用する行為
 - ⑩ 当行の信用を毀損するような行為
 - ⑪ 自分以外の人物を名乗ったり、代表権や代理権がないにもかかわらず会社などの組織を名乗ったり、または他の人物や組織との提携、協力関係を偽る等の行為
 - ⑫ 前各号のほか、当行が不適当・不適切と判断する行為

第 21 条(秘密保持)

契約者は、この規定に定める場合を除き、本サービスの利用により知り得た当行の情報を第三者に漏洩しないものとします。

第 22 条(有効期間等)

- (1) この規定による本サービスの利用契約の有効期間は申込日から 1 年間とし、契約者または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日からさらに 1 年間継続されるものとし、以降も同様とします。ただし、契約者と当行との取引がすべて終了した場合には、契約者にかかる本サービスは終了するものとします。
- (2) 本サービスの利用契約が解約その他の事由により終了した場合において、終了前に本サービスを利用して締結した対象契約および当座貸越の貸付契約は、本サービスの利用契約終了後も有効に存続するものとし、この規定は当該利用契約終了後も対象契約および当座貸越の貸付契約に関して有効に効力を維持するものとします。また、当該利用契約終了までに当行において処理が完了していない対象契約および当座貸越の貸付契約について、当行はその処理をする義務を負いません。当該利用契約終了に際し、当行は対象契約の電子ファイルその他対象契約および当座貸越の貸付契約にかかる契約情報を交付しないものとし、契約者は、自身で必要な契約情報を保管するものとします。

第 23 条(準拠法・管轄)

この規定およびこの規定に基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。この規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 24 条(手数料・弁護士費用等)

- (1) 本サービスの利用にあたっての基本手数料、電子契約手数料等の手数料は無料といたします。ただし金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、あらかじめ当行ホームページへの掲示等当行所定の方法で通知することにより、当行は手数料を有料化することができるもの

とします。

- (2) この規定に基づく諸取引の債務不履行による責任を任意に履行しないで、弁護士費用が発生したときは、当事者は所定の費用を支払うものとします。

以上

実施日：2026 年 7 月 21 日